

一般財団法人都市スポーツ協会 委員会等運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人都市スポーツ協会（以下「当協会」という。）定款第40条の規定に基づき、スポーツ賞選考委員会、専門委員会及び代表者委員会（以下「委員会等」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(スポーツ賞選考委員会の任務)

第2条 スポーツ賞選考委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 都市スポーツ賞の受賞者については、スポーツ賞選考委員会において都市スポーツ賞選考基準内規に基づき選考し、理事会に提出すること。

(スポーツ賞選考委員会の構成及び委員の任期)

第3条 スポーツ賞選考委員会の委員は、会長、副会長及び代表者委員会委員のうちから、理事会の決議によって選任する。

- 2 委員は、20名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(スポーツ賞選考委員会の招集及び決議等)

第4条 スポーツ賞選考委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、スポーツ賞選考委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、予め日時、場所及びその他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 スポーツ賞選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(専門委員会)

第5条 当協会は、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

(名称等)

第6条 専門委員会の名称、委員、その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員長)

第7条 専門委員会には、委員長を置き、委員の互選により定める。

(代表者委員会の任務)

第8条 代表者委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) この法人のスポーツ振興事業に関する業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること
- (2) この法人のスポーツ振興事業に関する業務の執行において、理事会の承認を必要とする業務については、その執行案を策定し提案すること

- (3) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

(代表者委員会の構成及び委員の任期)

第9条 代表者委員会の委員は、当協会に加盟する団体の代表者とする。

- 2 前項の委員は、当協会加盟団体規程第3条に規定する理事会の承認をもって、定款第40条第2項の規定による選任をしたものとみなす。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長)

第10条 代表者委員会の委員長は、委員の互選とする。

- 2 委員長は、代表者委員会の議長となり、会務を総括する。

(代表者委員会の招集及び決議等)

第11条 代表者委員会は、必要に応じ、会長が随時招集する。

- 2 会長は、代表者委員会を招集しようとするときは、委員に対し、開催日の1週間前までに、書面等により、予め日時、場所及び議題その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 代表者委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、議題につき、予め書面をもって意見を表明した委員は、出席とみなす。
- 4 代表者委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。
- 5 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることはできない。

(議事録)

第12条 委員会等の議事については、日時、場所、出席者、会議の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 委員会等の議事録には、議長及び出席した委員のうち議事録署名人2名が記名押印するものとする。
- 3 代表者委員会の議事録には、議長及び出席した委員のうち議事録署名人2名が記名押印するものとする。

(事務局)

第13条 委員会等の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

- 2 事務局の職員は、委員会等の会議その他の事務処理を通じて知り得た事項を他にもらしてはならない。

(費用弁償及び金額)

第14条 委員会等に出席した委員に対し、費用弁償として交通費実費弁償等（1回につき、1,000円）を支給する。

(支給方法)

第 15 条 前条の交通費実費弁償等は、その年度内に開催される委員会等で最終のものとなる会議の開催時に、当該年度分を一括して、現金により支給する。

(補則)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

- 1 平成 28 年 6 月 1 日一部改正
- 2 令和 3 年 4 月 1 日一部改正（名称変更）